# 小山田記念賞規程

### (総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会(以下、「本学会」という)の小山田記念賞(以下、「本賞」という)について規定する。
  - 2.本賞は、公益財団法人軽金属奨学会の元理事長 故小山田裕吉氏の功績を記念して制定された。

# (授賞対象)

- 第2条 本賞は、わが国における軽金属の生産および製品の製作に関係した優れた技術を対象とし、その技術を確立した発明、考案あるいは研究の功績者に贈る。
  - 2.過去に本賞を受けた技術は対象としない。

#### (授与)

第3条 本賞を証するものとして本学会から賞状を授与し、あわせて副賞を贈る。

### (募集)

- 第4条 候補技術(候補者)は、本学会誌「軽金属」の会告および本学会のホームページにより公募する。
  - 2.応募は、推薦または自薦によるものとする。
  - 3.推薦者は、本学会の正会員、名誉会員または永年会員とする。
  - 4.推薦者または応募者は、所定の「小山田記念賞候補推薦(応募)書」により、 指定された期日までに会長宛に推薦(応募)する。
  - 5.以前に応募した技術を再び推薦(応募)してもよい。

## (選考)

- 第5条 本賞は次によって決定された者に贈る。
  - (1) 受賞候補技術(受賞候補者)の選考は、小山田記念賞選考委員会において 行う。
  - (2) 理事会は、前号の選考委員会により選考された技術を審議し、当該年度の 受賞技術(受賞者)を決定する。
  - 2.受賞対象となる技術は、原則として毎年1件以内とする。
  - 3.理事会が受賞技術(受賞者)なしとした場合は、その年度の授賞は行わない。

### (授賞および講演等)

- 第6条 本賞の授賞は毎年、秋期大会開催の機会に行う。
  - 2. 受賞者は、前項の大会時に当該技術に関する講演を行う。
  - 3. 受賞者は、「軽金属」誌に当該技術に関する「解説」を執筆する。

# (細則)

第7条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。

# (改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の決議による。

## 附 則

- 1.この規程は昭和41年5月24日から施行する。
- 2. 昭和44年9月30日、一部改定した。
- 3.昭和49年10月22日、一部改定した。
- 4.昭和56年12月8日、一部改定した。
- 5.昭和59年5月9日、一部改定した。
- 6.昭和62年5月12日、一部改定した。
- 7. 平成8年8月9日、一部改定した。
- 5. 平成 9年 7月 10日、一部改定した。
- 6 . 本規程は、一般社団法人としての第8回理事会(平成24年3月29日)において改定した。